加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成20年3月31日

告示第33号

改正　平成23年3月1日告示第57号

平成24年3月30日告示第59号

平成29年3月31日告示第39号

平成30年9月30日告示第213号

令和元年10月1日告示第63号

令和2年3月31日告示第25号

令和3年3月31日告示第254号

令和6年6月27日告示第121号

令和6年12月27日告示第140号

令和7年4月17日告示第53号

（趣旨）

第1条　地震災害から市民の生命及び財産を守り、市民の生活基盤である住宅の安全を確保するための木造住宅の耐震改修事業の実施に係る経費に対して、加賀市補助金交付規則（平成17年加賀市規則第50号）及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則（平成20年加賀市規則第6号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　木造住宅　木造一戸建ての住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積の合計が当該建物の延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(2)　木造住宅耐震診断士　建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けている者のうち、一般財団法人日本建築防災協会が主催若しくは共催する講習会又は同等以上の内容と認められる講習会を修了した者をいう。

(3)　耐震改修工事　木造住宅耐震診断士が、一般財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断等の方法」という。）に基づく一般診断法又は精密診断法により行う、建築物の耐震性の判定基準に係る上部構造評点が1.0未満

のものを1.0以上にするための改修設計に基づく改修工事をいう。

(4)　段階的耐震改修工事　耐震改修工事を次の区分により段階的に行う工事をいう。

ア　第一段階耐震改修工事　耐震改修工事のうち、次のいずれかに適合するもの

（ア）　木造住宅全体の上部構造評点が0.7未満のものを0.7以上とする工事

（イ）　2階建ての木造住宅の1階部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事

（ウ）　構造的に分離された納屋、土蔵等を除いた住宅部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事

イ　第二段階耐震改修工事　第一段階耐震改修工事による補助金の交付を受けた木造住宅について、木造住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするもの

(5)　耐震改修設計　前2号に規定する耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に対応する設計として、木造住宅耐震診断士が行うものをいう。

(6)　耐震改修事業　耐震改修工事及び段階的耐震改修工事並びに耐震改修設計をいう。

(補助対象者等)

第3条　補助金の交付を受けることのできる者(「以下「補助対象者」という。)は、住宅の所有者(所有する予定の者を含む。)又は居住者(居住する予定の者を含む。) であって、加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員(この条において「暴力団等」という。)ではない、又は暴力団等と関係するものではないものとする。

２　市長は、特に必要と認めるときは、現に住宅の所有者である者の配偶者、父母又は子である者等を補助対象者とすることができる。

３　補助対象者が加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等を滞納しているときは、当該補助対象者に対して同条第1項に規定する特別措置を実施するものとする。

(耐震改修事業対象住宅)

第4条　耐震改修事業の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、過去にこの告示の規定による補助金の交付を受けて耐震改修事業(第一段階耐震改修工事を除く。)を行ったもの又は他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となるものを除く。

(1)　本市の区域内に存するもの

(2)　現に居住の用に供しているもの又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供するもの

(3)　昭和56年5月31日以前に新築工事に着手されたもの

(4)　国、地方公共団体その他の公共団体が所有する住宅でないもの

(補助額等)

第5条　補助金の額は、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(1)　耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に要する費用　1棟当たり200万円を限度とし、補助対象者が行う耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に要する費用(以下「補助対象経費」という。)の全部又は一部とする。ただし、第二段階耐震改修工事に要する費用に係る補助金の額は、1棟当たり200万円から第一段階耐震改修工事により既に交付された補助金の額を減じて得た額を限度とする。

(2)　耐震改修設計に要する費用　耐震改修設計に要する費用の3分の2以内の額。ただし、当該3分の2に相当する額が20万円を超える場合の補助金の額は20万円を限度とする。

(事業の認定)

第6条　補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、当該交付を受けようとする耐震改修事業の着手前に、当該耐震改修事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2　前項の認定を受けようとする補助申請者は、補助事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

3　補助申請者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(前条第1号の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

4　市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(様式第2号)により、これを認定しないときは文書により、補助申請者に通知するものとする。

5　市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定の変更等)

第7条　前条第1項の認定を受けた補助申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1)　耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の施工箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの。

(2)　補助対象経費の増減額が30パーセント未満であるもの。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2　市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止若しくは廃止の可否を決定し、文書により補助事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、文書により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条　補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2　第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。

3　第1項の申請は、第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第10条　市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額

確定通知書(様式第5号)により、適当でないと認めたときは文書により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第11条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3)　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(4)　補助事業を中止又は廃止したとき。

(5)　補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、文書により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第12条　補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第6号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（代理受領）

第13条　補助事業者は、補助金の交付の請求及び受領について、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事にあっては当該耐震改修工事の施工を行う者に、耐震改修設計にあっては当該耐震改修設計の業務を行う者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

２　補助事業者は、前項の代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第9条の規定による申請書を提出する前までに、代理受領に係る委任状(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、前項の委任状を市長に提出した場合において当該委任を中止し、又は変更したときは、文書により市長に届け出なければならない。

（返還）

第14条　市長は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（報告、調査及び検査）

第15条　市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

（整備保管）

第16条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成23年3月1日告示第57号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成24年3月31日告示第59号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成29年3月31日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年9月30日告示第213号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附　則（令和元年10月1日告示第63号）

この告示は、公表の日から施行し、令和元年度分の補助金の交付から適用する。

附　則（令和2年3月31日告示第25号）

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金の交付から適用する。

附　則（令和3年3月31日告示第254号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。

附　則(令和6年6月27日告示第121号)

(施行期日)

1　この告示は、令和6年6月28日から施行する。

(経過措置)

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱について適用し、同日前の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱については、なお従前の例による。

附　則(令和6年12月27日告示第140号)

(施行期日)

1　この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(差額の交付)

2　令和6年1月1日以降に、この告示による改正前の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対して交付する補助金の額は、この告示による改正後の加賀市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第5条第1号に規定する補助金の上限額から既に交付された補助金の額を減じた額とする。

附　則(令和7年4月17日告示第53号)

この告示は、公表の日から施行し、令和7年度分の補助金の交付から適用する。